

今回は障害者アートの支援にかかわる内閣府NPO「クーパーファッショナートグループ」(理事長 仲本薫氏)を紹介する。名称のクーパー(Cooper)には仏語で「中間」という意味がある。人と人の中間で接点となり、お互いの持ち味を引き出して新しいモノを生み出す。まさに「クーパー」な活動を展開中である。

活動開始当初から作品展を実施。県内を回って障害者の制作した作品提供を呼びかけた。「障害者本人や親も気づいていない豊かな感性と新しい才能を発見することで生きる喜びを感じてもらえたら。私達はそのきっかけを提供したい。」と事務局長の与那城さんは語る。

クーパーへの賛同者が増えるにつれ、活動の幅も広がりを見せる。行政や民間団体と協働してのイベント開催や作品の

沖縄の心を 世界へ発信 「クーパーファッショナートグループ」 アートグループ



展示されたビッグアート

紹介を幅広く行っている。障害者の描いた絵を大きな布に描き移す「ビッグアート」という手法では障害者、健常者、プロアーティストがコラボレートして制作にあたる。これら作品は県内各地で展示され、多くの人の目を楽しませてきた。

また、全国では東京大学や京都大学の学生が中心となつてクーパーの理念を発信する活動を展開し、その認知度と評価は確実に高まっている。こうした全国区の活動が認められ、04年には内閣府NPOの認証を得た。

昨年は宜野湾市で「大イベント」ドームアート」を開催。

1300名のボランティア、多数の企業や団体の協力を得、200枚余のビッグアートをつなぎ合わせ、40m四方の二つのアートを完成させた。

「色んな方に支えられて、ここまで来れた。これからも人と人とのつながりを大切にしていきたい。」と与那城さん。今後、クーパーの目指すものとして障害者理解の浸透とノーマライゼーション社会の実現を挙げた。「沖縄の心を全国、そして世界へ」。クーパーの挑戦は続く。



アート制作の様子

赤い羽根共同募金 〔10月1日～12月31日〕

10月1日から12月31日までの3ヵ月間、「地域の福祉、みんなで参加」をスローガンに、赤い羽根共同募金運動が県内各市町村共同募金会(支会・分会)で実施されました。皆様からいただきました募金は、それぞれの地域の社会福祉事業に役立てられます。



パレット久茂地前での街頭募金活動

平成17年2月4日現在の実績は次のとおりです。

実績額	208,682,143円
目標額	238,200,000円
目標額達成率(目標額に占める実績額の割合)	87.6%

新潟中越大地震災義援金 1千88万7449円を被災地へ

去る10月23日に発生しました「新潟県中越大地震」に伴う災害に対しまして、沖縄県共同募金会が呼びかけをしましたところ、たくさんのご協力をいただきました。

皆様からお寄せいただきました災害義援金は、新潟県共同募金会を通して被災者へ配分されることになっています。

沖縄県共同募金会取扱額
272件
10887,449円
送付先及び送金額
新渡県共同募金会
10887,449円

歳末たすけあい運動 〔12月1日～12月31日〕

寄付金品864万円余



沖縄明治乳業(株)、オキコ(株)贈呈式(県総合福祉センター)

会に集まった寄付金品は、864万円余(1月24日現在)寄せられ、12月24日に各市町村社会福祉協議会及び沖縄県共同募金会を通して、運動の趣旨にそつて住民参加型在宅福祉サービス団体(共同作業所等)や地域福祉活動団体(58ヶ所)の活動支援と、県内11離島町村の二人暮らし・寝たきり老人、児童及び心身障害児(者)の方々に配分しました。



沖縄県共同募金会
TEL.098-882-4353
FAX.098-882-4270

<http://www.okishakyo.or.jp/html/kyoubo/>

福祉施設経営相談 (労務管理編)

Q&A

監修▼福祉施設経営
支援事業専門相談員
社会保険労務士 江尻育弘

Q 仕事をしない者、勤務状況の悪い者、方針に従わない契約職員を、法律上、当然に、更新拒否できるのでしょうか。

A 期間を定めた契約であっても、何度でも反復更新した結果として実質的にみれば期間の定めのない契約に転化している場合(転化説、あるいは、その契約の性質上、労働者側が、契約が更新されるものと期待することが合理的であると認められる場合)期待権説には、期間満了のみで契約を打ち切ることは許されず、解雇に準じた正当な理由が必要であるというのが日本の判例です。契約を結んだ時点で、期間設定について当事者でどのような趣旨として理解していたかということですが、1年契約の締結時に、①1年契約とした以上は原則として1年経過

時点で労働契約は終了とした場合、②1年契約とした以上、更新するという保障はないとした場合、③特別に問題がない限り更新するとした場合…等が考えられます。もし、当事者の意思が③とするのであれば、仕事をしない者、勤務状況の悪い者、業績に貢献しない者を更新拒否したいと考えているとは言っても、解雇の正当事由に該当する場合、または、それに準ずる場合であることが必要であり、安易な更新拒否は許されない事になります。しかし、職員には職務専念義務があり、それを守らない以上何らかのペナルティー(解雇を含む)を課すべきでしょう。仕事をしない者にペナルティーがないのであれば、職場の風土は落ちていくばかりです。規律を正すために、しっかりとした就業規則になっているかどうか、今一度ご確認ください。



沖縄県社会福祉協議会
経営者支援室
電話098-887-2037(直通)
FAX098-887-2043

〔労務管理に関する〕相談は
江尻育弘(社会保険労務士)
江尻事務所
那覇市金城5-1-14 エクセルビル2F
電話 0988-571-1077